

幼児教育・保育の無償化について

(新制度未移行幼稚園用)

【令和3年5月13日版】

愛知県犬山市

教育部子ども未来課

## 目 次

1. 施設等利用給付認定について . . . . . 1 ページ
2. 施設等利用給付費について . . . . . 3 ページ
3. 預かり保育について . . . . . 11 ページ
4. 一時預かり保育（一時保育）について . . . . . 13 ページ
5. 私立幼稚園給食費補助金について . . . . . 15 ページ
6. 各種様式 . . . . . 21 ページ

# 1 施設等利用給付認定について

## 1. 施設等利用給付認定とは

幼児教育・保育を無償化するしくみを「子育てのための施設等利用給付認定」といいます。幼稚園の在園児の方が無償化の対象となるために、犬山市（お住いの市町村）で「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があり、次の3つ区分に応じて、無償化の内容が決まります。

### 【子育てのための施設等利用給付認定の区分について】

認定区分	対象	内容
1号認定	満3歳以上の子どものうち、2・3号認定以外の場合	○授業料（入園料を含む）・利用料…無償 ○預かり保育、一時保育等…無償化対象外
2号認定	3～5歳児で、保護者が「保育の必要性（※◎参照）」に当てはまる場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している子ども）	○授業料（入園料を含む）・利用料…無償 ○預かり保育、一時保育等…無償 （施設条件・上限額あり）
3号認定	0～2歳児で、保護者が「保育の必要性（※◎参照）」に当てはまり、市町村民税非課税世帯である場合 （満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）	

## 2. 保育の必要性について（保育を必要とする理由）

保護者それぞれが次の条件のいずれかに当てはまる場合に、保育の必要性が認められます。

1	就労	居宅内外で月60時間以上就労（夜勤を含む）をしている場合
2	妊娠・出産	母親の出産前後である場合 （出産予定日の前日を含む56日前から出産当日を含む57日目が属する月の月末まで）
3	疾病・障害等	保護者が病気・負傷・心身の障害等の場合
4	同居親族等の介護・看護	同居の親族や長期入院等をしている親族の介護や看護をしている場合
5	災害復旧	震災や風水害、火災などの災害復旧の場合
6	求職活動	求職活動中である場合
7	就学	就学や技能取得等の場合
8	DV・虐待	DVや虐待のおそれがある場合
9	育児休業	育児休業取得時（3歳以上児のみ）

### 3. 子育てのための施設等利用給付認定の申請に必要な書類について

#### (1) 1号・2号・3号共通

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第2（第7条関係））（全員必要）
- ・前年（または当年）1月1日現在犬山市に住所がない方は、保護者それぞれの該当年度の「市町村民税課税証明書」の提出が必要

#### (2) 2号・3号を希望する場合

※保護者（父母）それぞれの証明書類が必要です。

保育の必要性を証明する書類【いずれか必須】	
就労 （会社員・パート等）	<input type="checkbox"/> 就労確認書
就労（自営業）	<input type="checkbox"/> 就労確認書、 確定申告の写し・公的機関への届出等・チラシ・名刺・ホームページの写し等営業 の実態が判断できる資料
就労（内職）	<input type="checkbox"/> 就労確認書 及び <input type="checkbox"/> 作業依頼証明書
就労（農業従事）	<input type="checkbox"/> 就労確認書 及び <input type="checkbox"/> 出荷等の伝票 ※農業従事で田畑を耕作されている場合は、1人当たり田畑合わせて10アール以上 の農地を耕作していること、及び生計に寄与していること。
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し
疾病・障害等	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
同居親族等の介護・看護	<input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本、治療見込期間の記載のあるもので、3か月以内に取得したもの）
災害復旧	<input type="checkbox"/> 罹災証明書
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動申告書
就学	<input type="checkbox"/> 合格通知・在学証明書・カリキュラム等の在学期間及び就学時間が分かる書類
育児休業	<input type="checkbox"/> 就労確認書（育児休業期間を記入したもの）

### 4. 認定の内容に変更があった場合について

認定後、内容に変更が生じた場合は、改めて「子育てのための施設等利用給付認定申請書」（以下「認定申請書」という。）及び就労確認書等の添付書類が必要となります。変更が生じた際は、認定申請の手続きが必要となります。

申請手続きは、原則施設経由でお願いします。

市内で転居した場合	認定申請書
市外から犬山市に転入した場合	認定申請書、2号認定もしくは3号認定を希望する場合は、保育の必要性を証明する書類を添付
他園から転園した場合	申請手続不要 保護者に「認定」を受けているかを確認
1号認定から2号認定もしくは3号認定に変更を希望する場合	認定申請書、保育の必要性を証明する書類
2号認定もしくは3号認定で、保育の必要性の内容を変更する場合	保育の必要性を証明する書類
就労を辞めた等で、保育の必要性がなくなり、2号認定もしくは3号認定から1号認定になる場合	認定申請書

## 2 施設等利用給付費について

### 1. 無償化の支給額

月額25,700円上限

### 2. 支払い方法

<代理受領による支払い>

(幼稚園 → 犬山市へ申請 → 幼稚園への支払い)

- (1) 施設等利用費請求書(様式3)及び『法定代理受領時における新制度未移行幼稚園の「特定子ども・子育て支援提供証明書(市町村提出用)」兼「請求額内訳書」(様式3-2)』を提出してください。(提出日:毎月10日まで)
- (2) 途中入退園等により前月分の精算がある場合は、施設等利用費請求金額(精算分)内訳書(様式3-3)を、(1)と併せて提出してください。

#### 【請求→支払いスケジュール】

請求月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月・・・
請求書等提出		毎月10日までに請求(幼稚園→市) 施設等利用費請求書(償還払い用)様式3を提出						・・・
請求 対象月	初日-末日在籍	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	・・・
	月途中入退園 (精算がある場合)	-	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	・・・
支払日		毎月末日までに支払(市→幼稚園)						・・・

※3月は、翌月精算できないため、請求の過不足がある場合は、ご相談ください。

### 3. 施設等利用給付費の計算方法

#### (1) 入園料を含む場合(入園1年目)

月額授業料に、入園料(入園料/年間在籍月数)を合算した金額を請求してください。

※実費徴収している費用(給食費等)は無償化の対象外です。

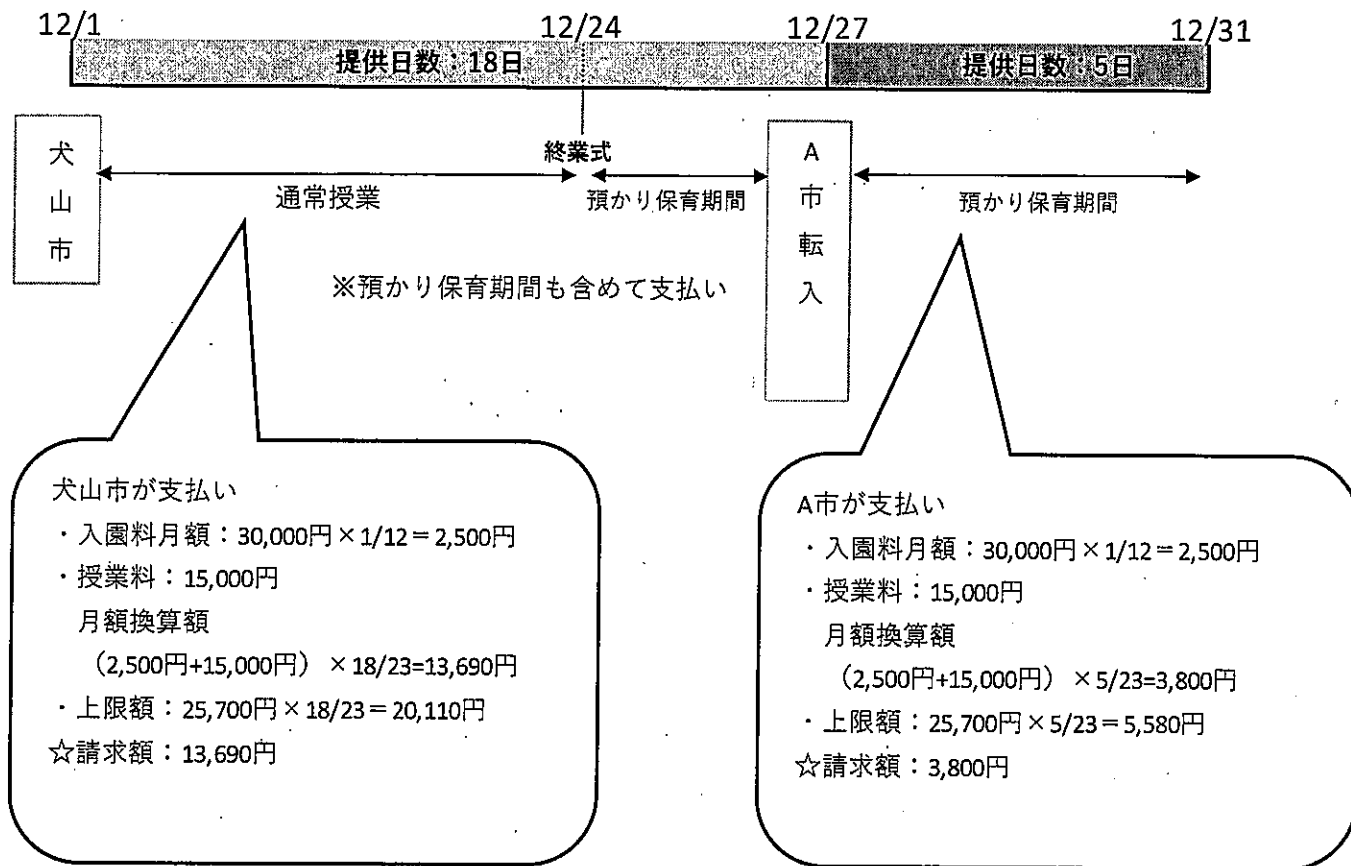
#### (2) 入園料を含まない場合(入園2年目以降など)

月額授業料を請求してください。

※実費徴収している費用(給食費等)は無償化の対象外です。



<例2> 入園料 30,000 円、月額授業料 15,000 円の場合



<例3> 8月12日退園 8月20日転出  
 入園料 30,000 円  
 授業料 15,000 円

- ・ 入園料：30,000 円 × 5/12 = 12,500 円
- ・ 授業料：退園のため日割りなし = 15,000 円
- ・ 月額換算  
     : 12,500 円 + 15,000 円 = 27,500 円
- ・ 上限額：25,700 円 × 8/21 ⇒ 9,790 円

☆請求額：9,790 円

<例4>

年長児、入園料なし 授業料 23,000 円  
 3月24日退園（終業式）  
 3月25日以降園の預かりなし  
 ※3月31日付けで卒園となるため、  
 終業式以降利用がない場合も 31日  
 以前であれば日割り対象となる。

- ・ 授業料：退園のため日割りなし = 23,000 円
- ・ 上限額：25,700 円 × 17/22 ⇒ 19,850 円

☆請求額：19,850 円

参考：次頁のパターンを参考に請求書を作成してください。

様式3

請求日 年 月 日

(宛先) 犬山市長

### 施設等利用費請求書

私立幼稚園(新制度移行園除く)、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部が  
施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年 月分】

私(請求者)は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、犬山市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記の通り申請します。  
なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について、犬山市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を犬山市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 犬山市の要請・質問等に対応すること。

#### 1. 特定子ども・子育て支援提供者(請求者)

特定子ども・子育て支援提供者(請求者)	住所	
	フリガナ	
	法人名	
	フリガナ	
氏名		印

#### 2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒
幼稚園等の名称		(市外の場合のみ記入)	
		電話:	

#### 3. 当月分施設等利用費請求金額

請求する年 月 分	年	月 分	当月分請求額
-----------	---	-----	--------

#### 4. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書(様式3-2)」、「3-3)」のとおり

前月分の精算が生じる場合は、5に記載をお願いします。6の「請求額」は「前月精算分」との合計額になります。

#### 5. 前月精算分施設等利用費請求金額

前月精算分請求額	円	(B)
----------	---	-----

#### 6. 請求額(当月分施設等利用費請求額及び前月精算分施設等利用費請求額)

請求額	円	(A+B)
-----	---	-------

#### 7. 振込先(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記委任欄を記入してください。

委任欄: 口座名義が異なる場合(法人名義など含む)は、記名・押印をお願いします。

上記口座名義人に受領を委任します。

氏名

印



法定代理受領時における新制度未移行幼稚園の「特定子ども・子育て支援提供証明書(市町村提出用)」兼「請求額内訳書」

10月分  
 月の日数 31日 開所日数 22日  
 数字を入れると「月分」、「日」は自動で入力されます。

入園料  
 ⇒年間在籍月数(予定)で除すことにより月額換算額を算出。  
 例) No1: 50,000円÷12ヶ月=4,160円 (10円未満切捨て)

No.	氏名	フリガナ	認定番号	認定種別	年齢区分	入園年月日		年間在籍月数(予定)	当月における異動事由	提供日数等		施設等利用費の算定(単位:円)				請求額							
						年	月			日	年	月	日	開始日	終了日		提供日数	入園料	保育料	入園料	保育料	計	上限額
1				1号	3歳児	31	4	1	12		1	31	22	10:00	14:00	50,000	22,000	4,160	22,000	26,160	25,700		
2				1号	3歳児	31	10	1	6	入園	23	31	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,330	22,000	30,330	8,170	
3				1号	3歳児	31	4	1	6	退園	1	11	9	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,330	22,000	30,330	10,510	
4				2号	3歳児	31	4	1	6	休学	1	11	9	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,330	22,000	30,330	10,510	
5				2号	3歳児	31	4	1	6	復学	23	31	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	8,330	22,000	30,330	8,170	
6				2号	3歳児	31	10	1	6	転出(継続利用)	1	11	9	22	10:00	14:00	50,000	22,000	3,400	9,000	12,400	10,510	
7				2号	3歳児	31	10	1	6	転入(継続利用)	23	31	7	22	10:00	14:00	50,000	22,000	2,650	7,000	9,650	8,170	
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							
25																							

月途中入退園の場合  
 ⇒月額換算額は日割りで計算せず、上限額は日割りで計算する。  
 例) No2:  
 ・入園料...50,000円÷6ヶ月=8,330円  
 ・保育料...22,000円  
 ○月額換算額...8,330円+22,000円=30,330円  
 ○上限額...25,700円÷22日(開所日数)×7日(提供日数)=8,170円

[参考]施設等利用料請求・日割りの考え方

月額換算額	入園料	保育料	上限額
月途中入退園	日割対応なし		日割対応あり
休学・復学			
転出・転入	日割対応あり		

犬山市外へ転出、または市外から犬山市へ転入の場合  
 ⇒月額換算額・上限額ともに日割りで計算する。  
 ※「異動事由」が転出入の場合は自動的に日割りで計算されます。  
 例) No7:  
 ・入園料...50,000円÷6ヶ月(年間在籍月数)=8,330円  
 8,330円÷22日(開所日数)×7日(転入日からのその月の提供日数)=2,650円  
 ※転園はしないため、月数は在籍市町村に問わず年間在籍月数で計算する。  
 ・保育料...22,000円÷22日(開所日数)×7日(転入日からのその月の提供日数)=7,000円  
 ※転園はしない転出入の場合、保育料を日割りで計算する。  
 ○月額換算額...2,650円+7,000円=9,650円  
 ○上限額...25,700円÷22日(開所日数)×7日(転入日からのその月の提供日数)=8,170円  
 ※「提供日数」は犬山市の認定期間内における提供日数を入力。

児童者名  
 住所の所在地  
 青藤氏名  
 業所の名称  
 印

様式3-3

施設等利用費請求金額(精算分)内訳書

10月分	
月の日数	開所日数
31日	22日

不要な行を削除すると、合計金額が自動計算で入力されます。

No.	認定子ども		入園		年間 在籍 月数 (予定)	(10)月 における 異動事 由	提供日数等			施設等利用費の算定 (単位:円)						精算額			精算 理由		
	氏名	フリガナ	年月日				提供した日			設定料金	支払額(月額換算額)		上限額	①確定 請求額	②前月 支払済額	③精算額 (①-②)					
			年	月			日	始	終		開園 日数	入園					保育料	入園料		保育料	計
1			31	4	1	7	退園	1	22	15	22	18,000	17,000	2,570	17,000	19,570	17,520	17,520	18,800	-1,280	
2			1	8	1	8		1	31	22	22	18,000	17,000	2,250	17,000	19,250	25,700	19,250	19,000	250	
合計																		36,770	37,800	-1,030	

※ 不要な行を削除してください。削除すると、①・③のそれぞれの合計額が自動計算で入力されます。

5. 事務フロー（保護者⇔施設⇔犬山市）（法定代理の場合）

次頁フローチャートを参考にしてください。

※(1)：フローチャート②について

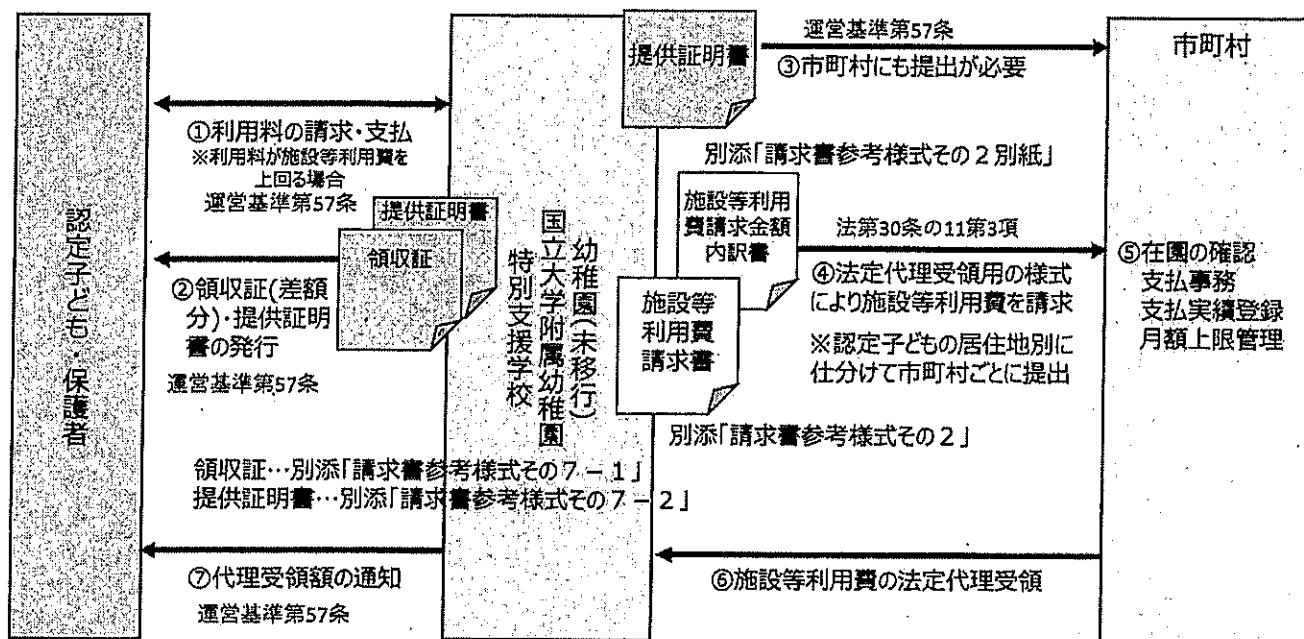
…上限を超える場合、超えない場合も幼稚園→保護者に提供証明書の発行が必要です。ただし、1年分まとめて発行することも可能です。

※(2)：フローチャート⑦について

…年に1回等の通知でも構いません。

※(3)：(1)を1年分まとめて発行する場合、(1)(2)併せての通知とすることも可能です。(R3年愛知県私学振興室に電話確認)

# ①新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校の施設等利用費



- 施設等利用給付認定子どもが、新制度未移行の幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校において「特定子ども・子育て支援」を受けた場合に、これに要する費用を事業者が認定保護者に代わって請求する。
- ②幼稚園等は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(別添「請求書参考様式その7-1」)」と「特定子ども・子育て支援提供証明書(別添「請求書参考様式その7-2」)」を認定保護者に発行する(領収証は差額分)。
- ③法定代理請求の場合、幼稚園等は「特定子ども・子育て支援提供証明書」を認定保護者のほか、市町村にも提出が必要となる(運営基準第57条)。  
この場合、②で認定保護者に対して発行した様式のほか、市町村と幼稚園等が協議等を行った上で、例えば園児毎ではなく一覧形式にしたり、提供証明書の発行頻度を変更するなどの運用も考えられる。
- ④幼稚園等が保護者に代わって行う代理請求は、認定子どもの居住する市町村ごとに行う。なお、「請求書参考様式その2」では施設・事業が月ごとに請求することができるよう整理しており、請求額の内訳を「施設等利用費請求金額内訳書(別添「請求書参考様式その2別紙」)」に記入できるようにしている。
- ⑤～⑥市町村は、請求書に「施設等利用費請求金額内訳書(別添「請求書参考様式その2別紙」)」の添付を要請するなど、請求の内容を確認し、幼稚園等に対して施設等利用費を支払う。
- ⑦幼稚園等は、施設等利用費の支払いを受けた場合は、認定保護者に対して代理受領額を通知する(運営基準第57条)。通知は通知書の送付や掲示等、任意の手法で足り、例えば1年度に1回の通知等、簡易な方法でも構わない。

### 3 預かり保育について

#### 1. 無償化の対象者

**幼稚園在園児で2号認定・3号認定を受けたもの**

1号認定の児童が、保護者の就労等保育の必要性に該当して、預かり保育を利用する場合は、あらかじめ認定変更手続き（2号認定・3号認定）が必要になります。  
 ※認定の遡及はできませんので、上記の場合は保護者への案内をお願いします。

#### 2. 無償化の支給額（日額450円上限）

2号認定：月額11,300円上限

3号認定：月額16,300円上限

※実費徴収している費用（給食費等）は無償化の対象外です。

【幼稚園+預かり保育】

【幼稚園+預かり保育+認可外保育】

預かり保育 ※保育の必要性がある者	(新2号)1.13万円上限	認可外保育施設 ※保育の必要性がある者 預かり保育 ※保育の必要性がある者	(新2号)1.13万円上限 (新3号)1.63万円上限
幼稚園 (基本授業料) ※全員	2.57万円上限	幼稚園 (基本授業料) ※全員	2.57万円上限

#### 【預かり保育の基本的な支給額の計算方法】

月ごとの利用日数×450円を支給限度額とし預かり保育の利用に要した費用を支給

支給額計算方法①	支給額計算方法②
【前提①】ある園の預かり保育利用料設定180円/時間	【前提①】ある園の預かり保育利用料設定400円/日
【前提②】ある園児の利用日数12日（1日3時間）	【前提②】ある園児の利用日数20日
<各月支給限度額> A 450円×12日=5,400円	<各月支給限度額> A 450円×20日=9,000円
<各月利用実額> B 180円×3時間×12日=6,480円	<各月利用実額> B 400円×20日=8,000円
<支給額の算出> A: 5,400円 < B: 6,480円であることから ※5,400円を支給（差額1,080円は支給対象外）	<支給額の算出> A: 9,000円 > B: 8,000円であることから ※8,000円を支給

### 3. 支払い方法

償還払いによる支払い

(保護者 → 幼稚園でとりまとめ → 犬山市へ申請 → 保護者への支払い)

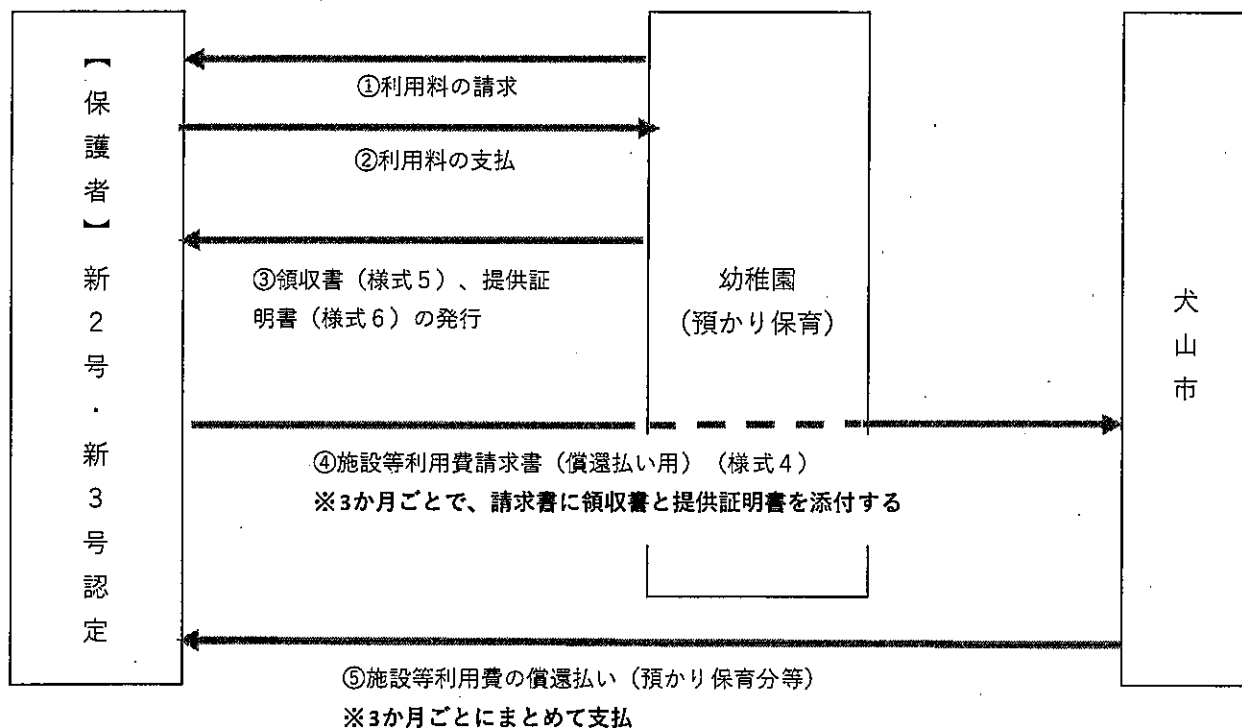
支払時期は、3か月ごとのサイクルを予定しています。

請求スケジュール

区分	請求書提出〆切時期	支払時期
4月～6月利用分	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	4月上旬	5月中旬

※会計年度の都合上  
1～3月利用分の  
提出期限を他の月  
より早めています。

※預かり保育と一時預かり保育等を併せて利用した場合は、幼稚園でまとめて請求を  
してください。



### 4. 幼稚園から保護者へ交付するもの

- ・ 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(様式5)
- ・ 特定子ども・子育て支援提供証明書(様式6)

## 4 一時預かり保育（一時保育）について

### 1. 無償化の対象者

**新2号認定・新3号認定を受けたもの**

※保育の必要性に該当する方が、一時預かり保育を利用する場合は、あらかじめ市役所での手続きが必要である旨を保護者に説明してください。  
認定の遡及はできません。

幼稚園の在籍児が一時預かり保育を利用する場合は、在園している幼稚園が①②のどちらかの場合であることが必要になります。

**①在園の幼稚園の教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満**

**②年間開所日数が200日未満**

### 2. 無償化の支給額

#### (1) 幼稚園に在籍する児童

新2号認定：月額11,300円上限

新3号認定：月額16,300円上限

※実費徴収している費用（給食費等）は無償化の対象外です。

#### (2) 一時預かり保育のみ利用する児童

新2号認定：月額37,000円上限

新3号認定：月額42,000円上限

※実費徴収している費用（給食費等）は無償化の対象外です。

### 3. 支払い方法

償還払いによる支払い

(保護者 → 犬山市へ申請 → 保護者への支払い)

支払時期は、3か月ごとのサイクルを予定しています。

#### 請求スケジュール

区分	請求書提出〆切時期	支給時期
4月～6月利用分	7月末	9月中旬
7月～9月利用分	10月末	12月中旬
10月～12月利用分	1月末	3月中旬
1月～3月利用分	4月上旬	5月中旬

一時預かりについては、保護者が市への請求手続きを行うため、園より市に対する手続きは必要ありません。

幼稚園の預かり保育と一時預かりを併せて利用する場合は、在園の幼稚園より併せて償還払いの手続きをお願いします。



## 5 私立幼稚園給食費補助金について

### 1. 私立幼稚園給食費補助金とは

保育所において、年収360万円未満相当世帯の子ども及び第3子以降の子どもを対象に、給食費全額を免除（国基準では副食費のみだが、犬山市においては給食費全額（主食費＋副食費））するのと同様に、私立幼稚園に在園する児童に対しても対象となる世帯に対し、給食費として施設が徴収する費用を市より補助するものです。

### 2. 補助対象者及び補助対象額

3歳以上児で、以下の①②のどちらかに該当する場合

①市町村民税所得割額77,100円未満の子どもの給食費全額

②小学校3年生以下の子どものうち第3子以降の子どもの給食費全額

補助対象者となる上記①②については、施設等利用給付認定申請の提出の際に、市で所得状況を確認し、補助対象者判定を行います。

〔4～8月分：前年3月頃通知 9～3月分：7～8月頃通知〕

補助対象者となる方には施設経由にてお知らせしますので、補助対象となる保護者の方に「給食費免除に係る申出書（代理受領用）」の提出を案内してください。

### 3. 支払い方法

代理受領による支払い

（幼稚園 → 犬山市へ申請 → 幼稚園への支払い）

#### 【補助金交付申請→支払いスケジュール】

免除対象者の申出書の提出	4月中～下旬
交付申請書の提出（4月～3月分）	6月頃
交付決定通知の送付	7月頃
請求書の提出	7月頃
補助金支払い予定日	8～9月頃
実績報告書提出期限	翌年4月初旬
変更決定後補助金支払い予定日	翌年4月下旬

### 4. 幼稚園から市へ提出するもの

- ・犬山市私立幼稚園給食費補助金交付申請書（様式第1（第3条関係））
- ・犬山市私立幼稚園給食費補助金所要額調書（別表1）
- ・犬山市私立幼稚園給食費補助金所要額算出明細書（別表2）
- ・その他関係書類

## 犬山市私立幼稚園給食費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）以外の者が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除き、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。以下「私立幼稚園」という。）が実施する食事の提供に要する費用について交付する犬山市私立幼稚園給食費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象費用)

第2条 補助金の交付対象となる費用は、私立幼稚園が支出する給食の提供に要する費用のうち、副食費の免除対象者であることについて市から通知を受けた子どもに係るものとする。

### (交付申請)

第3条 私立幼稚園は、補助金の交付を受けようとするときは、犬山市私立幼稚園給食費補助金交付申請書（様式第1）に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに犬山市補助金等交付規則第5条の規定により当該申請をした者に通知するとともに、補助金を概算払の方法により交付するものとする。

### (実績報告等)

第4条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた私立幼稚園（以下「交付決定者」という。）は、当該交付を受けた日の属する

年度の末日までに犬山市私立幼稚園給食費補助金実績報告書（様式第2）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、犬山市私立幼稚園給食費補助金額の確定通知書（様式第3）により交付決定者に通知しなければならない。

3 市長は、前項の場合において、前条第2項の規定により交付した補助金の額が確定した補助金の額に満たないときは、速やかに当該満たない額を交付決定者に交付しなければならない。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても、補助金の交付申請その他の必要な準備行為を行うことができる。



様式第2（第4条関係）

犬山市私立幼稚園給食費補助金実績報告書

年 月 日

犬山市長 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け犬山市指令第 号にて交付決定を受けた犬山市私立幼稚園給食費補助金について、犬山市私立幼稚園給食費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

様式第3.(第4条関係)

犬山市私立幼稚園給食費補助金額の確定通知書

犬山市指令第 号  
年 月 日

様

犬山市長 ㊟

犬山市私立幼稚園給食費補助金の額を次のとおり確定したので、犬山市私立幼稚園給食費補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき通知します。

年度	交付確定額①	金 _____ 円
	既交付決定額②	金 _____ 円
	差額①－②	金 _____ 円

なお、上記差額については、次のとおりとします。

- (1) 交付額が不足した場合 不足額に係る補助金等交付請求書を提出してください。
- (2) 交付額が過大となった場合 犬山市補助金等交付規則第17条の規定に基づき、速やかに過大となった額を返還してください。

## 6 各種様式について

以下の様式については、犬山市のホームページからダウンロードすることができます。

- ①子育てのための施設等利用給付認定申請書 様式2 (7条関係)
- ②施設等利用費請求書 様式3
- ③法定代理受領時における新制度未移行幼稚園の「特定子ども・子育て支援提供証明書(市町村提出用)」兼「請求額内訳書」 様式3-2
- ④施設等利用費請求金額(精算分)内訳書 様式3-3
- ⑤施設等利用費請求書(償還払い用) 様式4
- ⑥特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 様式5
- ⑦特定子ども・子育て支援提供証明書 様式6
- ⑧特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(施設等利用費) 様式7
- ⑨特定子ども・子育て支援提供証明書(施設等利用費) 様式8

※①については、R3.4月より押印廃止に伴い押印欄を変更しています。

【連絡先】 愛知県犬山市役所教育部子ども未来課保育園・幼稚園担当

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

電話 0568-44-0324 (直通)

アドレス 030300@city.inuyama.lg.jp